

後期高齢者医療に関する事務に係る
 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の修正内容について

【本市の要綱変更による修正】

該当ページ	旧	新
P24	<p>Ⅱ 6</p> <p>① 保管場所</p> <p>1. 保管場所の態様</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱第 9 条（サーバーの導入及び運用）に規定される「（1）サーバーは、火災、水害、ほこり、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置しなければならない。」及び第 11 条（管理区域）に規定する「（1）水害対策及び確実な入退室管理を行うこと。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管場所は堺市役所本館 9 階にある無窓の電算機室に設置している。 ・電算機室内のサーバー等は、落下しないようにベルトを掛け、又はビス止めするなど転倒及び落下防止等の耐震対策を行っている。 ・電算機室に火災報知器や消火設備等を設置するなどの防火措置を行っている。 ・電算機室に漏水センサーを設置するなどの防水措置を行っている。 ・電算機室から外部に通ずるドアは最小限とし、入口には監視カメラを設置している。 <p>2. 保管場所への立入制限・アクセス制限</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱第 9 条（サーバーの導入及び運用）に規定する「（4）操作の権限を有しない者に容易に操作されることがないように、サーバーに記録された情報の重要度に応じて設置場所への入室制限を行うなど適切な措置を講じなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電算機室への入室は許可された者のみが必要な区画のみに立ち入るように制限し、I Cカードによる入退室管理を行っている。 ・入室者は、電算機室に入室する場合、身分 	<p>Ⅱ 6</p> <p>① 保管場所</p> <p>1. 保管場所の態様</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱 4 - 1（1）機器の取付及び 4 - 2（1）管理区域の構造等に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管場所は堺市役所本館 9 階にある無窓の情報システム室に設置している。 ・情報システム室内のサーバー等は、落下しないようにベルトを掛け、又はビス止めするなど転倒及び落下防止等の耐震対策を行っている。 ・情報システム室に火災報知器や消火設備等を設置するなどの防火措置を行っている。 ・情報システム室に漏水センサーを設置するなどの防水措置を行っている。 ・情報システム室から外部に通ずるドアは最小限とし、入口には監視カメラを設置している。 <p>2. 保管場所への立入制限・アクセス制限</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱 4 - 2（2）に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システム室への入室は許可された者のみが必要な区画のみに立ち入るように制限し、I Cカードによる入退室管理を行っている。 ・入室者は、情報システム室に入室する場合、身分証明書等を携帯している。 ・あらかじめ入室許可を受けていないものが障害等の突発的対応によって情報システム室に入る場合は、同室への入室を許可された職員等が付き添うものとし、外見上職員等と区別できるようにしている。 <p>略</p>

後期高齢者医療に関する事務に係る
 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の修正内容について

該当ページ	旧	新
	証明書等を携帯している。 ・あらかじめ入室許可を受けていないものが障害等の突発的対応によって電算機室に入る場合は、同室への入室を許可された職員等が付き添うものとし、外見上職員等と区別できるようにしている。 略	
P25	II 6 ③ 消去方法 <堺市における措置> 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第 8 条（記録媒体の管理）に規定する「(5)不要となった記録媒体を廃棄する場合は、データ管理者の許可を得なければならない。この場合において、不要となった記録媒体については、当該媒体に含まれる情報をいかなる方法によっても復元することができないように消去等を行ったうえで、廃棄しなければならない。」及び「(6)重要な情報を記録した記録媒体の廃棄については、その重要度に応じて、日時、処理担当者及び処理内容を記録するなど適切な処理を行わなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・記録媒体の初期化のみに留まらず、強磁気による情報破壊又は固定値若しくは乱数を書き込むなどの措置を行い、情報を復元できないように処置した上で廃棄している。 ・廃棄前にデータ管理者の許可を得たうえで、廃棄を行った処理について、日時、担当者及び処理内容を記録している。 略	II 6 ③ 消去方法 <堺市における措置> 堺市情報セキュリティ対策基準要綱 2（2）⑩に基づき、以下の対策を行っている。 ・記録媒体の初期化のみに留まらず、強磁気による情報破壊又は固定値若しくは乱数を書き込むなどの措置を行い、情報を復元できないように処置した上で廃棄している。 ・廃棄前に情報セキュリティ管理者の許可を得たうえで、廃棄を行った処理について、日時、担当者及び処理内容を記録している。 略
P29	III 3 リスク 2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法 1. ユーザの認証方法	III 3 リスク 2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法 1. ユーザの認証方法

後期高齢者医療に関する事務に係る
 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の修正内容について

該当ページ	旧	新
	<p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱第 13 条（職員の責務）第 3 項に規定する「(9) 操作を許可された者以外に端末機もしくはサーバーの操作方法を教示し、又は端末機もしくはサーバーの操作をさせないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>（中略）</p> <p>②なりすましが行われなかったための対策</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱第 13 条（職員の責務）第 4 項に規定する「(1) 他人に自己の保有する I D を使用させないこと。」「(2) 自己の保有するパスワードに関し、他に知られないよう適切な管理を行うこと。」「(3) パスワードは、十分な長さのもので第三者が想像しにくいものとする。」「(4) パスワードは、定期的に変更すること。」「(5) 端末機及びサーバにパスワードを記憶させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>（中略）</p> <p>・パスワードが流出したおそれがある場合には、電算管理者に速やかに報告し、パスワードを速やかに変更する。</p> <p>略</p>	<p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱 6 - 2（1）、（4）及び（5）に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>（中略）</p> <p>②なりすましが行われなかったための対策</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱 5 - 4（2）及び（3）に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>（中略）</p> <p>・パスワードが流出したおそれがある場合には、情報システム管理者に速やかに報告し、パスワードを速やかに変更する。</p> <p>略</p>
P30	<p>Ⅲ 3 リスク 2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱第 17 条（アクセス制御）第 1 項に規定する「(1) 情報システムを利用する職員等について、情報システムごとに定められた方法に従い、その登録、変更、抹消等を行うこと」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>1 発行管理</p> <p>所属長が業務上の必要性によりユーザ登録依頼書を電算管理者へ提出し、その依頼に基づ</p>	<p>Ⅲ 3 リスク 2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱 6 - 2（1）に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>1 発行管理</p> <p>所属長が業務上の必要性によりユーザ登録依頼書を情報システム管理者へ提出し、その依頼に基づき情報システム管理者が登録する。</p> <p>略</p>

後期高齢者医療に関する事務に係る
 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の修正内容について

該当ページ	旧	新
	き電算管理者が登録する。 略	
P31	Ⅲ 3 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第 17 条 （アクセス制御）第 1 項に規定している「(3) 情報システムの管理に係る権限の付与は、必 要最小限の者に限ることとし、厳重に管理す ること。」に基づき、以下の対策を行っている。 略	Ⅲ 3 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱 6 - 2 （1）に基づき、以下の対策を行っている。 略
P31	Ⅲ 3 リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第 16 条 （電子計算機及びネットワークの管理）第 1 項に規定する「(1)各種アクセス記録及び情報 セキュリティの確保に必要な記録を取得し、不 正なアクセス等に対処できるよう一定の期間保 存し、及び記録の改ざん、窃取又は不正な削 除の防止のために必要な措置を講ずること。」 に基づき、以下の対策を行っている。 略	Ⅲ 3 リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱 6 - 1 （8）に基づき、以下の対策を行っている。 略
P35	Ⅲ 5 リスク1 その他の措置の内容 ・入室権限を厳格に管理している電算機室に サーバーを設置し、情報の持ち出しを制限して いる。 略	Ⅲ 5 リスク1 その他の措置の内容 ・入室権限を厳格に管理している情報システム 室にサーバーを設置し、情報の持ち出しを制限 している。 略
P43	Ⅲ 7 ⑤ 物理的対策 具体的な対策の内容 <堺市における措置> 1 サーバー設置場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第 9 条	Ⅲ 7 ⑤ 物理的対策 具体的な対策の内容 <堺市における措置> 1 サーバー設置場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱 4-2(1)及

後期高齢者医療に関する事務に係る
 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の修正内容について

該当ページ	旧	新
	<p>（サーバの導入及び運用）に規定する「(4)操作の権限を有しない者に容易に操作されることがないよう、サーバに記録された情報の重要度に応じて設置場所への入室制限を行うなど適切な措置を講じなければならない。」及び第11条（管理区域）に規定する「(1)水害対策及び確実な入退室管理を行うこと。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバを設置する電算機室から外部に通ずるドアは最小限とし、ICカードにて立入を制限の上、監視カメラを設置して入退室を監視している。 ・サーバは施錠ラックに格納し、システムに対して不要・不正な操作が行えないよう対処している。ラック鍵は電算管理者のみが使用できるよう管理を行っている。 <p>2 端末設置場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第10条（端末機及びサーバーの管理）第1項に規定する「システム利用責任者は、執務室等に職員等がない場合における当該執務室等の施錠等の徹底、端末機、サーバー等の固定その他情報資産の盗難防止のための措置を講じなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員等は、パソコン等の端末について、第三者に使用されること、又は電算管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように、離席時の端末を初期画面に戻すなどの措置を講じている。 <p>3 記録媒体・紙媒体の保管場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第8条（記録媒体の管理）に規定する「(3)重要な情報を記録した記録媒体については、その重要度に応じて、漏洩、滅失、損傷等の防止に</p>	<p>び4-2(2)に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバを設置する情報システム室から外部に通ずるドアは最小限とし、ICカードにて立入を制限の上、監視カメラを設置して入退室を監視している。 ・サーバは施錠ラックに格納し、システムに対して不要・不正な操作が行えないよう対処している。ラック鍵は情報システム管理者のみが使用できるよう管理を行っている。 <p>2 端末設置場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱4-4①及び5-1⑩に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員等は、パソコン等の端末について、第三者に使用されること、又は情報セキュリティ管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように、離席時の端末を初期画面に戻すなどの措置を講じている。 <p>3 記録媒体・紙媒体の保管場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱4-4②及び5-1⑩に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>（中略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員等は、記録媒体や情報が印刷された文書等について、第三者に使用されること、又は情報セキュリティ管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように容易に閲覧されない保管庫等への保管などの措置を講じている。 <p>略</p>

後期高齢者医療に関する事務に係る
 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の修正内容について

該当ページ	旧	新
	<p>備えるなど適切な対策を講じた場所に保管しなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>（中略）</p> <p>・職員等は、記録媒体や情報が印刷された文書等について、第三者に使用されること、又は電算管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように容易に閲覧されない保管庫等への保管などの措置を講じている。</p> <p>略</p>	
P44	<p>Ⅲ 7</p> <p>⑥ 技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p> <p><堺市における措置></p> <p>【不正プログラム対策】</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱第 19 条（不正プログラム対策）第 1 項に規定する「職員等は、外部から取り入れ、又は外部へ持ち出すデータ、送受信する電子メール等については、不正プログラムチェック（当該データ等に不正プログラムが含まれているか否かを調べることをいう。）を行うなど、不正プログラムのシステムへの侵入又は外部への拡散その他不正プログラムによるシステム障害等の発生の防止に努めなければならない。」及び第 19 条（不正プログラム対策）第 2 項に規定する「電算管理者は、常時不正プログラムに関する情報収集に努め、不正プログラムチェック用の定義ファイル等は常に最新のものに保たなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>【不正アクセス対策】</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱第 17 条（アクセス制御）第 1 項に規定する「(7)本市の外部の組織から本市のネットワーク及び情報システムにアクセスする場合は、直接本市の内</p>	<p>Ⅲ 7</p> <p>⑥ 技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p> <p><堺市における措置></p> <p>【不正プログラム対策】</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱 6-4(2)及び 6-4(3)に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>【不正アクセス対策】</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱 6-2(2)⑦に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>【監視】</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱 7-1①に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>・情報システム管理者はセキュリティに関する事案を検知するため、情報システムを常時監視し、障害が起きた際にも速やかに対応できるようにしている。</p> <p>・情報システム管理者は、職員等及び外部委託事業者が使用しているパソコン等の端末からの庁内のサーバ等に対する攻撃や外部のサイトに対する攻撃を監視している。</p> <p>略</p>

後期高齢者医療に関する事務に係る
 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の修正内容について

該当ページ	旧	新
	<p>部ネットワークに接続させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>【監視】</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱第 18 条（ネットワーク及び情報システムの監視）第 1 項に規定する「電算管理者は、セキュリティに関する事案を検知するため、情報システムについて監視等を行わなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電算管理者はセキュリティに関する事案を検知するため、情報システムを常時監視し、障害が起きた際にも速やかに対応できるようにしている。 ・電算管理者は、職員等及び外部委託事業者が使用しているパソコン等の端末からの庁内のサーバ等に対する攻撃や外部のサイトに対する攻撃を監視している。 <p>略</p>	
P46	<p>Ⅲ 7 その他の措置の内容 関係規定の整備</p> <p>メール送信によるインシデント発生を防ぐため、個人情報を含む重要な情報を送信する際のメール使用の是非を慎重に判断するよう関係規定（堺市情報セキュリティポリシー）を改正した。</p>	<p>Ⅲ 7 その他の措置の内容 （削除）</p>
P48	<p>Ⅳ 1 ② 監査 具体的な内容</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱第 24 条（監査）第 1 項に規定する「情報セキュリティ監査統括責任者は、十分な専門的知識を有する者をして情報セキュリティについての監査を定期的に行わなければならない。」に基づき、以下の対応を行っている。</p>	<p>Ⅳ 1 ② 監査 具体的な内容</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱 9-1 に基づき、以下の対応を行っている。</p> <p>略</p>

後期高齢者医療に関する事務に係る
 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の修正内容について

該当ページ	旧	新
	略	

【法令改正による修正】

該当ページ	旧	新
P9	I 5 法令上の根拠 ・番号法第9条第1項 別表第1の59の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	I 5 法令上の根拠 ・番号法第9条第1項 別表 85 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第46条
P9	I 6 ② 法令上の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第2の80・82・83の項	I 6 ② 法令上の根拠 ・番号法第19条第8号 別表 85
P19	II 5 提供先1 ① 法令上の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第2の83の項	II 5 提供先1 ① 法令上の根拠 ・番号法第19条第8号 別表 85
P36	III 6 リスク1 リスクに対する措置の内容 略 （※2）番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	III 6 リスク1 リスクに対する措置の内容 略 （※2）番号法第19条第8号及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。

【その他の修正】

該当ページ	旧	新
P6	I 2 システム3 ② システムの機能 （略） 5. 文字管理機能 ・文字変換及び外字一元管理、外字配布を行う機能	I 2 システム3 ② システムの機能 （略） 5. 文字管理機能 ・文字変換を行う機能 6. 持ち出し制限機能

後期高齢者医療に関する事務に係る
 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の修正内容について

該当ページ	旧	新
	6. 帳票出力機能 ・共通基盤印刷専用ソフトウェア（Interstage List Creator）により印刷を行う機能 7. 持ち出し制限機能 ・使用できる媒体を制限するとともに端末からデータを持ち出す際は上長の承認を必須とする機能。 8. 生体認証機能 : Windows ログイン認証前に生体（顔）による認証を行う機能。	・使用できる媒体を制限するとともに端末からデータを持ち出す際は上長の承認を必須とする機能 7. 生体認証機能 ・Windows ログイン認証前に生体（顔）による認証を行う機能
P6	I 2 システム4 ② システムの機能 (略)	I 2 システム4 ② システムの機能 (略) 6 申請管理システム機能 ・マイナポータルびったりサービスからの申請内容を受信し、各業務システムへのオンライン申請情報の連携を行う機能
P32	III 3 リスク3 リスクに対する措置の内容 (略) 2. 違反行為を行った職員に対する措置 ・地方公務員法第34条第1項、第60条第2号により、守秘義務及び罰則が規定されている。 堺市個人情報保護条例第6章（罰則）規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条（侵害時の対応）第10項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。	III 3 リスク3 リスクに対する措置の内容 (略) 2. 非違反行為を行った職員に対する措置 ・堺市職員の懲戒処分の基準に関する規則第2条に基づき、以下の対策を行っている。 非違反行為を行ったものに対しては、非違反行為の程度によっては地方公務員法による懲戒の対象としている。 (略)

後期高齢者医療に関する事務に係る
 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の修正内容について

該当ページ	旧	新
	<p>違反行為を行ったものに対しては、違反行為の程度によっては地方公務員法による懲戒の対象としている。</p> <p>（略）</p>	
P49	<p>IV 2 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法 （略）</p> <p>2. 違反行為を行った職員に対する措置 堺市個人情報保護条例第 6 章（罰則） 規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第 15 条（侵害時の対応）第 10 項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>・違反行為を行ったものに対しては、違反行為の程度によっては地方公務員法による懲戒の対象としている。</p> <p>（略）</p> <p><標準システムに関する教育・啓発> （略）</p> <p>・違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</p>	<p>IV 2 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法 （略）</p> <p>2. 非違反行為を行った職員に対する措置 堺市職員の懲戒処分の基準に関する規則第 2 条に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>・非違反行為を行ったものに対しては、非違反行為の程度によっては地方公務員法による懲戒の対象としている。</p> <p>（略）</p> <p><標準システムに関する教育・啓発> （略）</p> <p>・非違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、非違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</p>
P51	<p>VI 1 ① 実施日 令和 4 年 4 月 1 日</p>	<p>VI 1 ① 実施日 令和 6 年 9 月 30 日</p>
P51	<p>VI 2 ② 実施日・期間 令和 3 年 11 月 2 日から令和 3 年 12 月 1 日までの 30 日間</p>	<p>VI 2 ② 実施日・期間 令和 6 年 7 月 2 日から令和 6 年 8 月 1 日までの 31 日間</p>
P51	<p>VI 3</p>	<p>VI 3</p>

後期高齢者医療に関する事務に係る
特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の修正内容について

該当箇所	旧	新
	① 実施日 令和4年1月21日	①実施日 令和6年9月6日